

事 務 連 絡
令和2年12月23日

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局保育課

年末年始を含む休日において保育所等で新型コロナウイルス感染症の感染者が
発生した場合に備えた連絡体制等の構築について（周知）

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

保育所等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応については、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）により、感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市町村は当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すべきこと等をお示ししてきたところです。

年末年始を含む休日において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応に関し、下記の内容について十分御了知の上、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴管内市町村への周知を行っていただくとともに、貴管内市町村との情報共有等の連携に遺漏なきよう、御対応をお願いいたします。なお、本件に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4835，4854）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

記

年末年始を含む休日においても、保育所等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、各市町村においては当該保育所等の臨時休園の判断を迅速に行うなど、状況に応じて適切に新型コロナウイルス感染症への対応を行うことができるよう、あらかじめ対応方針について関係者と協議すること。また、年末年始を含む休日に、各保育所等と市町村保育主管部局との間や、各市町村と都道府県等の関係機関との間で確実に連絡を取ることができる体制を確保すること。

以上